

令和8年 第7回
教育委員会定例会会議録

令和8年4月23日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2677号
令和8年第7回定例会

日 時 令和8年4月23日（木） 午前9時30分 開会

場 所 オンライン開催

「出席者」	教 育 長	新 宮 弘 章
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈
	委 員	中 村 博
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学 校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	参事（教育長室長事務取扱）	鈴 木 健
	生涯学習スポーツ振興課長	本 城 典 子
	図書文化財課長	吉 田 宗 史
	学 務 課 長	金 田 耕治郎
	学校施設担当課長	河 原 一 禎
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和
	先端教育担当課長	溝 口 貴 裕

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	須 田 藍 子

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額の支給について
- 2 （仮称）北青山三丁目地区スポーツ施設の実施設計に伴う変更及び整備スケジュールの延伸について

日程第2 報告事項

- 1 港区青少年委員の委嘱について
- 2 港区スポーツ推進委員の委嘱について
- 3 令和7年度寄付受領実績について
- 4 令和8年度学級編制について

- 5 幼稚園・学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインの策定について
- 6 令和8年度いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について
- 7 令和8年度港区小中学生海外派遣について
- 8 港区立学校版生成A I の利用方針について
- 9 後援名義等の3月使用承認について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について
- 13 図書館の3月分利用実績について
- 14 図書館・郷土歴史館の3月行事实績について
- 15 図書館・郷土歴史館の5月行事予定について
- 16 図書館の令和7年度利用集計について
- 17 5月教育人事企画課事業予定について
- 18 みなと科学館の3月利用状況について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和8年第7回港区教育委員会定例会を開会します。

(午前9時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、鈴木委員をお願いします。

○鈴木委員 了解いたしました。

日程第1 審議事項

1 私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額の支給について

○教育長 では、日程第1「審議事項」に入ります。初めに、審議事項第1、議案第26号「私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額の支給について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、ただいま議題となりました議案第26号「私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額の支給について」、議案資料No. 1によりご説明をさせていただきます。

本件は、3月26日開催の本委員会で事前協議させていただき、その後、庁議における審議を経て、所要の調整を経て、改めて本委員会にお諮りをするものでございます。

2ページ目、囲みを御覧ください。各家庭において、物価高騰等による経済負担が増していく中、港区に暮らす子どもが、学校種別によらず安心して学校に通い学べる環境を整えるため、区立学校以外に通う児童・生徒に対し給食費相当額を支給します。また、実施に当たっては、東京都が現在、制度構築を進めている補助事業を活用することとしますが、速やかな支援を実現するため、補助スキームが確定するまでの間、一般財源、こちらは区の財源でございますけれども、それで対応することといたします。

項番1「背景・経緯」です。先般の事前協議の際にも一定のご説明をさせていただいておりますが、庁内議論を踏まえ補記等をしておりますので、改めて触れさせていただきます。区では、長引く物価高騰への対策や給食費無償化の具体的方策を検討するとして国の動向を踏まえ、令和5年9月から学校設置者として、区立学校の給食費を不徴収としております。また、生活保護や就学援助など、経済的支援が特に必要となる世帯に対しては、私立学校等に通っている場合でも学校給食に係る費用を支給している状況があります。

一方で、港区の場合、区立学校以外に通う小学校相当の児童は約3割、中学校相当の生徒は約6割に上り、それらの家庭は、給食費相当額の経済的支援を受けていない状況です。こうした中、東京都は令和8年度予算において、既に実施されている公立小・中学校における給食費支援との均衡を図るため、新たに、私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対して給食費相当額の補助を行う市町村に対しても、都として補助する方針を示しました。

ただし、令和8年度に入りまして、本日時点で東京都はスキームを未だ固めておらず、事業開始は年度途中とし、補助金交付も4月に遡及させることのみが示されている状況です。そのため、各家庭において物価高騰等による経済負担が増していく中、区として速やかに、校種によらず子どもたちが安心して学べる環境を整えるため、都に先んじて給食費相当額支給を一般財源、自前の財源で開始するものでございます。

項番2「実施内容」です。対象は、事前協議の際と同様、ア、イ、ウとしまして、港区に住民登録があること、当該年度に小学1年生から中学3年生の学齢であること、港区立学校に在籍していないことに全て該当する子どもとなります。ただし、現在通っている学校で給食費が無償化されているなど、既に支援を受けている場合は対象外となります。支援金額は、小学生で年額7万4,800円、中学生で年額8万8,000円となります。

積算根拠は、別紙を御覧いただければと思います。カラー刷りのものになります。上段、項番1が小学生になります。現在、公立小学校給食費負担軽減として行われている都補助額が月額6,800円となりますので、夏休み期間を除く11か月分として年額7万4,800円となります。青線の囲みは、公立小学校給食費に対する都補助のイメージで、その下の緑囲みが、現在都において私立小学校分として調整中のイメージとなります。都の負担割合がページュ、区の負担割合がピンクの箇所となります。また、下段が中学生となります。こちらも公立中学校の負担軽減事業の補助額に準拠をしておりますが、都は、小学校に対するものとは異なり、中学校では一食単価で補助を行っていることから、その額を給食回数分に乗じて算出しております。

本体資料にお戻りいただければと思います。想定支給人数と実施方法は事前協議と同じく、記載のとおりとなります。

項番3「事業規模」は7億円余となります。内訳は記載のとおりとなっております。なお、米印に記載のとおり、都補助による一定の歳入が見込まれておりますが、詳細は今年度中に東京都から示される予定となっております。

項番4「今後のスケジュール」です。本日ご承認を頂きましたら、記載のスケジュールで年内の速やかな支給を目指し、進めてまいります。

なお、項番5に記載のとおり、令和9年度以降の給食費相当額の支給については、引き続き都の動向を注視しながら検討してまいります。雑駁ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第26号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第26号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 (仮称)北青山三丁目地区スポーツ施設の実施設計に伴う変更及び整備スケジュールの延伸について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第27号「(仮称)北青山三丁目地区スポーツ施設の実施設計に伴う変更及び整備スケジュールの延伸について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 本日付議案資料No. 2を御覧ください。本件は、先日4月9日の教育委員会で協議としてお諮りし、その後、4月15日に公共施設等整備検討委員会で審議・了承いただきました案件について、今回の教育委員会において改めて審議としてお諮りするものです。

項番1、本件の「経緯」についてです。令和6年1月に整備計画を策定した後、実施設計を進めた結果、床面積や設計施工期間など、事業計画が変更されました。

項番2「実施設計に伴う変更について」です。別紙を御覧ください。左側、整備計画策定時には、多目的競技場の吹き抜けの、青い点線部分に沿って周囲に管理用通路を設ける想定をしておりましたが、右側の実施設計において、吹き抜け空間を広く確保し、競技場としての有効な面積を確保するなどの変更が生じ、床面積が当初権利変換時の1,855.22平米から1,691.68平米に変更となりました。

資料に戻りまして、項番2(2)の表を御覧ください。従前資産に変更はありませんが、今回の床面積減少により、当初権利変換時の資産額43億5,222万6,000円から、現在の資産額評価は41億1,250万6,000円に変更になりました。資産は等価交換となることから、差額の2億6,103万円は事業終了時に清算金として区に収入される予定です。このたびの実施設計に伴い生じた変更については、都市開発法に基づく権利変換計画の軽微な変更として手続を行ってまいります。

項番3「整備スケジュールの延伸について」です。(1)延伸理由としましては、建設資材の変更により、構造計算の再計算等に伴い、実施設計期間が延伸したこと。また、高層棟において、青山通りに面した店舗区画やオフィスフロアを増やすなど、建物計画に変更が生じたことによる工期の延伸です。(2)変更後のスケジュールは、記載のとおりです。

項番4「今後のスケジュール」です。本日の審議を経て、5月に区民文教常任委員会に報告し、6月1日に工事着工する予定です。本再開発の全体の概要については、参考資料として添付してありますが、説明は割愛させていただきます。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第27号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第27号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 報告事項

1 港区青少年委員の委嘱について

○教育長 次に、日程第2「報告事項」に入ります。初めに、報告事項第1「港区青少年委員の委嘱について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料No. 1を御覧ください。本件は、港区青少年委員の設置等に関する規則第4条に基づき、港区青少年委員の委嘱についてご報告するものです。なお、本事案は「教育委員会の権限に属する事務」の内部委任として、「港区教育委員会事案専決規程」により教育委員会事務局が決定する事項となっております。

項番1、名簿のとおり、定数34名のうち32名に委嘱いたしました。新たに委嘱した方は11名で、港南地区1名及び白金地区1名につきましては、現在、推薦依頼中です。

2ページ目、項番2「任期」は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長 次に、報告事項第2「港区スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料No. 2を御覧ください。本件は、スポーツ基本法第32条第1項に基づき、港区スポーツ推進委員の委嘱についてご報告するものです。なお、本事案は、「教育委員会の権限に属する事務」の内部委任として、「港区教育委員会事案専決規程」により教育委員会事務局が決定する事項となっております。

項番1、名簿のとおり、定数27名のうち24名に委嘱いたしました。新たに委嘱した方は6名で、港南地区2名及び高陵地区1名につきましては、現在、推薦依頼中です。

項番2「任期」は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 令和7年度寄付受領実績について

○教育長 次に、報告事項第3「令和7年度寄付受領実績について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「令和7年度寄付受領実績について」報告資料No. 3を御覧ください。令和7年度の卒業（修了）記念、あるいは周年記念として寄附を受けたものについて、ご報告をさせていただきます。

項番1でございますが、令和7年度の卒業（修了）記念の寄附となります。内容は記載のとおりとなります。なお、表の一番上、芝浜小学校につきましては、令和6年度の修了記念となります。

が、昨年度の教育委員会報告後に学校から報告を受けたものであるため、同一の表に掲載をしてございます。

また、項番の2は、令和7年度の開校・周年記念寄附としまして、記載のとおり小学校に寄附を頂いております。簡単ですが、ご説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等ありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 令和8年度学級編制について

○教育長 次に、報告事項第4「令和8年度学級編制について」です。説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「令和8年度学級編制について」資料No. 4によりご報告いたします。

2ページが総括表となります。幼・小・中の学級数及び在籍者数についての、前年度との比較を表しております。一番上(1)通常学級を御覧ください。幼稚園では、令和8年度、40学級609名となりました。昨年度と比較し3学級減で、在籍者数は38名の減となります。小学校では、令和8年度、360学級、1万835名となりました。昨年度と比較し3学級減で、在籍者数は31名増となっております。中学校では、令和8年度、75学級、2,389名となりました。昨年度と比較し3学級増で、在籍者数は50名増となっております。その下、昨年度から開始した学びの多様化学校や特別支援学級、日本語学級は記載のとおりでございます。

続きまして、幼・小・中それぞれの内訳についてでございます。3ページ目が幼稚園です。一番下の欄、充足率を見ますと、令和8年度については全体で、右下に記載のとおり64%となっております。今年度から3歳児保育を開始した赤羽幼稚園が、抽選となっております。

学級数に変動があった幼稚園ですが、赤羽幼稚園の3歳児、中之町幼稚園の5歳児がそれぞれ1学級増、芝浦幼稚園の3歳児と5歳児、白金台幼稚園の5歳児、港南幼稚園の4歳児、本村幼稚園の5歳児がそれぞれ1学級減となっております。本村幼稚園は、既に当委員会でご報告しておりますとおり、令和8年4月から休園となっております。

次に、4ページが小学校の内訳です。東京都の学級編制基準によりまして、令和8年度は全学年において1学級35人編成の基準となっております。表の左側、丸印が付いている学校につきましては、新1年の学校選択希望制で隣接学区からの入学希望者が多く、抽選対象となっていた学校であり、芝浜小学校、高輪台小学校、白金の丘学園白金の丘小学校、本村小学校、筈小学校、東町小学校の6校となっております。また、全体の児童数が最も多い学校は港南小学校で1,130名、最も少ない学校は青山小学校で153名となっております。

次に、5ページが中学校の内訳です。令和8年度の新1年生から、1学級の基準が35人と、法及び東京都の学級編制基準が改正になりました。今後、令和9年度は1年生と2年生が35人学級、令和10年度からは中学校全学年で35人学級と、段階的に改正が予定されています。表の左側、丸印がついている学校につきましては、新1年の学校選択希望制で入学希望者が多く抽選対象

となった学校であり、御成門学園御成門中学校、三田中学校、六本木中学校の計3校となっております。

次に、6ページ、学びの多様化学校、日本語学級の内訳につきましては記載のとおりで、在籍者数の合計はいずれも増となっております。

次に、7ページです。まず、項番8、小学校の特別支援学級です。右下の欄に記載のとおり、令和8年度は小学校全体で23学級となり、昨年度比較で学級数、児童数ともに増加しております。

下段の項番9は、中学校の特別支援学級です。中学校全体では12学級となっており、学級数、生徒数ともに増加しております。

最後に、8ページは、特別支援教室の児童・生徒数でございます。内訳は記載のとおりでございます。以上、雑駁ではございますが、本年度の学級編制のご説明となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 幼稚園・学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインの策定について

○教育長 次に、報告事項第5「幼稚園・学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインの策定について」説明をお願いします。

○教育人事企画課長 港区版「幼稚園・学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインの策定について」ご報告いたします。教育委員会報告資料No. 5を御覧ください。本件は、東京都において令和7年4月に「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が施行され、幼稚園・学校の教職員に対する保護者等による言動等も条例の対象となる中で、教育委員会及び幼稚園・学校に適切な対応が求められていることを踏まえたものです。また、東京都教育委員会が令和8年2月に「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」を策定し、保護者等から社会通念を超える言動等があった場合の具体的な対応の手順を示したことを受け、区としても、都の内容を参考にしながら、区立幼稚園・学校の実態に即した港区版のガイドラインを取りまとめたものです。

初めに、項番1「背景・経緯」についてです。家庭環境や価値観の多様化等により、幼稚園・学校と家庭・地域の連携の重要性が高まる一方で、社会通念を超える要望等への対応が課題となっております。そのような要望等に対しては、これまで管理職や教職員が個別に対応してきた面があり、明確なルールがない状況もありました。そこで、東京都のガイドラインを踏まえ、区としての対応の考え方を整理・共有するため、港区版ガイドラインを策定しました。

続きまして、「ガイドラインの主な内容」についてご説明いたします。本ガイドラインは、大きく三つの柱で構成されています。一つ目に「家庭・地域とのより良好な関係づくりに向けた対応方針」です。まず、幼児・児童・生徒の成長を第一に考えること、相互理解を深めるための丁寧なコミュニケーション、互いに尊重し合い、役割を踏まえて連携・協働すること。この三つの基本方針

を示しています。併せて、情報共有、面談ルール、関係機関との連携等の五つの基本ルール、さらには教職員が日頃から心がけるべき姿勢についても整理しております。

二つ目に（２）「保護者や地域との日常的な関係づくり」です。日頃からの関係づくりとして、保護者会や授業公開を通じた相互理解、日常的な相談への丁寧で円滑な対応、PTAや学校運営協議会等を通じた協力関係の構築などを通じて、信頼関係を基盤とした学校運営を進めていくことを示しています。

そして三つ目が、（３）「社会通念を超える要望等への対応」です。これまで社会通念を超える要望等への対応については、各学校や教職員が個別に判断せざるを得ない状況があり、明確な共通ルールがないことが課題となっていました。そこで、本ガイドラインでは、まずどのような行為が「社会通念を超える要望等」に当たるのかを具体例で整理した上で、段階的に対応するための標準的な流れを示しています。

資料No. 5-2の本編の6ページを御覧ください。1回目から2回目の面談では、必ず複数の教職員で対応することを基本としています。この段階では、相手の主張を丁寧に傾聴すること、要望内容を正確に整理・特定すること、事実関係を冷静に確認することを重視し、早い段階で1人の教職員が抱え込まないように、組織として対応する姿勢を明確にしています。その後、やり取りが継続し、対応が難しくなってきた場合には、3回目から管理職が中心となって対応します。

この段階では、学校として対応できることと対応が困難なことを整理し、今後の対応方針を学校として明確に伝えることを行います。また、この段階から弁護士等の専門家への相談を開始することも想定しており、現場だけで判断を抱え込まない体制としています。さらに、状況が改善しない場合には、4回目以降、弁護士や心理士等の専門家が同席する対応へと進みます。状況に応じて、教育委員会に第三者的機関の設置を打診し、5回目以降は第三者的機関による対応を行います。第三者的機関は、弁護士が学校、保護者の双方から意見聴取し、解決に向けての助言、調整を行います。そして、真摯に対応を重ねても、なお社会通念を超える言動が続き、教育活動や教職員の勤務に支障が生じると判断した場合には、行為の中止を求め、所定の手続を踏んだ上で対応を終了する判断を行います。これにより、教職員の安全と教育環境を守ることを明確に位置づけています。

最後に、スケジュールです。資料に記載のとおり、令和8年5月1日に幼稚園・小中学校に発出し、同日、校園長会で周知する予定でございます。説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○鈴木委員 ご説明ありがとうございました。ガイドラインがあることによって、先生方が安心して色々な相談に対応できるということで、非常によい形になるかなとは思っておりますけれども、こちらが5月1日に発出されて、何か保護者側に通知のようなもの、または保護者側から見た「こういった取組になっていますよ」という見せ方のようなものは、何か予定されていますでしょうか。教えてください。

○教育人事企画課長 現在は、このガイドラインは内部規程的な整理として考えております。こちらで、全て機械的に対応するのではなく、まずは学校と保護者が話し合う中で解決を導いていくこ

とを前提としております。社会通念を非常に超える言動があった場合に対して、内規的にこちらで対応することを考えております。

○鈴木委員　ありがとうございます。

○山内委員　今回、この社会通念上相当な範囲を超える対応ということを示していて、学校に対しての合理性を欠く過剰な要求に対してきちんと対応するというのが示されているのは、重要なことだと思いますけれども、この過剰な要求の中に、教員に対しての要求はあるのですが、もう一つきつと学校で苦勞するのというのは、例えばいじめがあった、なかったとか、嫌がらせがあった、なかったというようなときに、ほかの生徒とか保護者に対して過度な謝罪を求めたりとか、あるいは登校そのものに対して、強く学校に対して要求してきたりということもあると思いますが、そういうものも書き加えておいていいのではないかなと思いつながら見ていたのですが、いかがですか。

○教育人事企画課長　ご指摘ありがとうございます。今のご指摘を踏まえまして、見直してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山内委員　要は、本来学校が判断すべきことを、1人の保護者が過度な要求をしてくるというのは最近増えてきていると思いますので、そこに対してはきちんとはねつけていけるような形を取るというのは重要だと思いますので、ぜひ、こういうことを含めさらに内容をよくしていただければと思います。もう一つは、最初の段階で家庭、保護者に対しての啓蒙、教育として、こういう考え方をどう共有していくかということが大切なのではないかというふうに思いますが、その点についてもぜひ、お考えがあれば教えてください。

○教育指導担当課長　ご意見ありがとうございます。実際に今対応しているものがあつたりとか、また今後のところと言うと、保護者会等において、こういう形で進めていくというスキームなどを学校からお知らせするようなことも、検討しているところでございます。いずれにいたしましても、初めから構えられてしまうと本当に信頼関係をつくるのはなかなか難しくなっていくしますので、「こういう対応になってきた場合にはこういうふうになってきますよ」ということの、未然の段階での保護者への軽めの周知と、あとは実際に対応に入った際に、こういう形で進めていきますよというスキームが分かるような説明の仕方を、学校と、または教育委員会も入っていくことになると思うのですが、教育委員会が一緒に対応する中で説明できるような形で進めていくということが大事なかなと思っています。

今、山内先生がおっしゃられた、啓発というところになってくると思うのですが、こういう形で信頼関係を築くために、教育委員会も学校も取組をやっていきますよというところは保護者会などでしっかりと話しさせていただきたいなというふうに、今のところは部内で検討しているところでございます。以上でございます。

○教育人事企画課長　そのほか、今、様々な施設にも掲示されていますけれども、こういうことがカスハラに当たりますよということを意識していただくポスターを校内に掲示していくことは考えております。

○山内委員 ありがとうございます。保護者が学校と良い協力関係になって、一緒に協力者としてやっていけるような関係をつくるのが大事ですので、その方向の中で、ぜひ色々な啓蒙を進めていただければと思います。

○中村委員 標準的な対応フローの中で、4回目からは、管理職に専門家を加えたもので協議して対応しようということだと思えるのですが、そこに書いてある弁護士というのと、それから5回目以降に、第三者的機関として弁護士等による助言と書いてあるのですが、4回目で言っている弁護士というのは、学校法律相談委員の弁護士のことを考えているということでしょうか。それから、第5回目以降の第三者機関としての弁護士は、学校法律相談委員の弁護士とは違う、別の弁護士と考えてよろしいですか。

○教育人事企画課長 中村委員、ご指摘のとおりでございます。4回目に出てくる学校法律相談弁護士は、各学校を担当していただいている弁護士の方になります。5回目、第三者的機関の方に入る弁護士につきましては、学校からも保護者からもより中立的な立場の弁護士を選ぶという観点から、港法曹会にご協力いただきまして、そのようなお立場の弁護士の方にご担当いただくこととしております。

○中村委員 分かりました。その認識は間違っていないのですね。先日の法曹会で、この第5回目以降の第三者的機関としての弁護士については、名簿をつくって、教育委員会に提出して、その名簿から教育委員会が頼む弁護士を決めるというふうになるのだという話を聞いたのですが、ただ、その5回目以降で、弁護士、第三者的機関を使って双方から意見を聞いて、助言や解決策等を調整、あるいは整理して解決を図ったけれども、カスハラ行為が直らなかったと、そういう場合は最終的にはこちらとしては手を引くという、要するに、言い方は悪いのですが、結局保護者側のやっている行為をもう止めには入らないという趣旨に聞こえますが、この第三者的機関としての弁護士は、そういう趣旨でよろしいのでしょうか。

○教育人事企画課長 第三者的機関の弁護士につきましては、中立的な立場から解決策等を頂くことを想定しておりますので、その形で保護者・学校に説明いただきまして、ここで終了ということを考えております。

○中村委員 そこで終わったら、結局保護者のカスタマー・ハラスメントは終わらないのですよね。放置したままでも、第三者的機関としては終了でよろしいということですね。その確認です。

○教育人事企画課長 止まらない場合には、私どもといたしましても、警察等の関係機関も相談対象としながらというふうに考えております。

○中村委員 ということは、もうこの第三者的機関というのはそこまでの話で、相手が納得しない、ハラスメント行為をやめない場合は、港区としては警察対応をお願いしたり、あるいは場合によっては何らかのハラスメント行為について、訴訟に発展したりとか、あるいはもう学校側が迷惑千万で校長が業務もできないような場合だったら、最悪の場合はこちらから仮処分を起こしたりと

かという、いわゆる法的手段にあとはもう任せるしかないという、そういうスキームということでよろしいですね。

○教育人事企画課長 そうならないように努めてまいりますが、最終的に保護者の方の要望等が止まらないという場合には、そのような対応も考えていかななくてはいけないと考えております。

○中村委員 分かりました。港法曹会の幹事会でも、この第三者的機関に弁護士が入っていくことについて、対応終了というところもあるので、どこまで効果があるのだろうねという話がすごく出たのです。「結局は相手が言うことを聞かなかったら、そのまま引き下がるだけなのか」といった話も出ていました。第三者的機関ですから、やむを得ないとは思うのですが、その後に何らかの対応等をやはりしないと、第三者的機関を置く意味というのがどれ程あるのかというのは、弁護士仲間の間ではちょっと疑問視する声が多かったです。

基本的には、これはもうご存じだと思いますけれども、第三者機関を担う弁護士は、学校法律相談に登録をしている弁護士の中から希望者を募ると、利害関係があるので、自分の担当の学校にはならない。ということで、ほとんどが、学校法律相談担当の弁護士が名簿に名前を連ねると思います。あとは、港区の方でこの弁護士に頼みたいと選んでいくのだと思います。その方々が言っていたのが、今私が言ったような意見でしたのでお伝えしました。対応終了はいいのですけれども、終了した後に、その後のまさにエキサイトした保護者からの対応については、何らかの方法をまた取らなければいけないと思いますので、その辺りも十分に考えておく必要があるのではないのでしょうかと思ったのでお伝えしました。以上です。

○教育長 ありがとうございます。

資料 No. 5－2 の5ページのスキームのところ、中村委員ご指摘のとおり、この対応で終わらない可能性もあると思いますけれども、これは基本的なスキームということで、その都度、臨機応変に対応していかなければならない場合もあると思いますし、警察とか港法曹会にご相談させていただくこともあろうかと思います。色々な経験を積み重ねて、場合によってはこのスキームもさらに補強されるというふうなこともあろうかと思いますので、今回はこの流れでいかせていただきたいということと、また山内委員と鈴木委員からもお話がありました、保護者にどう伝えていくのかというところも、このスキームについて、ここまで示してしまうと、何か機械的な対応をされているのではないかというような捉え方もされると思うのですが、ただ、こういうガイドラインをつかってしっかり対応していくよというのは、過度な要求に対する何らかの自制を働かせるという意味合いもあるかと思うので、周知は必要だと思います。伝え方については、工夫したいと思います。何らかの形でお伝えする必要があるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ということで、この件はよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 令和8年度いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について

○教育長 それでは次に、報告事項の第6です。「令和8年度いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。では、資料No. 6、令和8年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定につきまして、ご報告させていただきます。資料を御覧ください。本件は、港区いじめ問題対策連絡協議会、港区教育委員会いじめ問題対策会議の年間スケジュールと内容、併せてそれぞれの構成員についてご報告いたします。項番1「スケジュール及び内容について」でございます。

初めに、いじめ問題対策連絡協議会についてでございます。令和8年度は、5月12日、午前10時から11時、区役所本庁舎9階の会議室において開催予定としております。主な議事としましては、令和8年度の港区いじめ防止基本方針に基づく具体的な取組、幼児期を含めた安全・安心な生活を支えるガイドラインの策定について、また令和8年度の取組予定、子ども家庭支援センターで行っております「みなと子ども相談ねっと」の取組報告などを予定しております。いじめ防止に関する区全体の取組状況を共有するとともに、関係機関の連携を図る場として位置づけております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、いじめ問題対策会議についてです。こちらは年3回を予定しております。6月30日、11月6日、令和9年の2月3日、いずれも10時から教育センターで予定しております。いじめに関する状況、また学校の対応、校内委員会の実施状況、各関係機関からの情報提供及び意見交換を予定しているところでございます。

続きまして、3ページ目「構成員について」でございます。まず、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、区長を会長とし、教育委員会、学校関係者、PTA、人権、福祉、医療、警察など、幅広い立場の関係者で構成しております。なお、資料中、米印がある方は、今年度新たに就任される委員となっております。

続きまして、港区教育委員会いじめ問題対策会議につきましては、教育長を会長とし、教育委員会関係課長、学校管理職代表、学識経験者、医療、心理、福祉、法律、警察の専門家により構成しております。専門的な知見を加え、学校現場の状況や具体的な対応について協議する場として設けております。

最後に、港区いじめ問題調査委員会についてです。こちらは学識経験者、医師、心理、福祉、法律の専門家で構成しており、必要に応じて重大事態等への対応として設置・運営をしていくこととなります。

令和8年度におきましても関係機関との連携の下、いじめの未然防止、早期対応に取り組んでまいります。説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。教育委員の先生方にも出席をしていただいている、各機関の専門の方から色々なご意見が頂ける大変有意義な会議でございます。また、今年度もよろしくお願いいたします。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 令和8年度港区小中学生海外派遣について

○教育長 次に、報告事項第7「令和8年度港区小中学生海外派遣について」説明をお願いします。

○先端教育担当課長 それでは、教育委員会報告資料No. 7を用いまして「令和8年度港区小中学生海外派遣について」ご報告させていただきます。報告内容といたしましては、令和8年度の港区小中学生海外派遣につきましては、小学生は昨年度と同様にオーストラリア、クイーンズランド州ブリスベン市、中学生につきましては、西オーストラリア州パース市で実施いたします。

項番1「事業の目的」でございます。こちらにつきましては、港区立小中学校の児童・生徒を海外に派遣することにより、外国の自然、文化及び社会を直接体験させ、国際理解の基礎を培うとともにコミュニケーション能力の向上を図るというところでございます。

「派遣先」につきましては、先程お伝えさせていただいたとおり、小学生につきましてはブリスベン市、中学生につきましてはパース市でございます。

「派遣期間」につきましては、小学生が8月12日から8月20日、中学生がその前でございます。8月5日から14日でございます。

「団員」につきましては、小学校、中学校ともに40名で、小学校が第6学年の児童40名で、中学校が第2学年の生徒40名でございます。引率者につきましては、団長1名、教員6名、指導主事1名という形になってございます。

項番5「事前・事後研修」でございます。回数につきましては、小学校、中学校ともに7回、事前研修が4回、事後研修が3回となっております。中身につきましては、事前研修が主にオーストラリアの学習、ホームステイの事前指導、英会話研修。事後につきましては、礼状作成指導・報告会に向けた準備となっております。

最後でございます。項番6「結団式・報告会」でございます。今年度の海外派遣の結団式と報告会につきましては、結団式が5月1日金曜日、午後3時30分から。港区立小中一貫教育校白金の丘学園で実施いたします。報告会につきましては、9月12日土曜日の午後2時から、港区立三田中学校で実施いたします。

続きまして、2ページ目でございます。こちら参考に今年度の小学生の引率者の一覧と、中学生の引率者の一覧の方を記載させていただいてございます。説明は簡単ですが、以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がありましたらお願いします。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

8 港区立学校版生成AIの利用方針について

○教育長 次に、報告事項第8「港区立学校版生成AIの利用方針について」説明をお願いします。

○先端教育担当課長 それでは、教育委員会報告資料No. 8を用いまして「港区立学校版生成AIの利用方針について」をご報告させていただきます。報告内容といたしましては、学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するために、今回、港区立学校版生成AIの利用方針をつくっております。

まず、項番1「経緯」でございます。児童・生徒向けのアンケート調査の実施でございます。こちらは、別紙の1でございます。データで言うと、3ページ目からの内容でございます。こちらは令和7年12月8日から22日まで、児童・生徒向けの生成AIに関するアンケート調査を実施いたしまして、約68%の児童・生徒が回答した内容でございます。アンケート結果によりますと、日常的に生成AIを使っている児童・生徒が40%程度いるということが分かっております。

続いて、(2)「ブラウザAI要約の実装」でございます。学校に配備しているタブレットを用いて各授業中に調べ事をする際には、Googleを使ったりというところでやってございます。そういった中で、ブラウザAI要約というものが、検索エンジンでインターネット検索を行う際には自動で入ってしまうということです。生成AIが働くシステムが実装されてしまって、そこにつきましては教育委員会側で制限ができない状況でございます。そういった中で、例えば自己流の間違った利活用であったりですとか、児童・生徒の探究のプロセスがいわゆるショートカットされて、コピー・アンド・ペーストで深い学びにならないような現状があるというところでございます。こういった現状を捉えまして、港区教育委員会としましては、「生成AIに関するあり方検討委員会」というものを設置いたしまして、今後、生成AIの利用について方針が必要だということで検討を行いました。

今回の方針の中身につきましては、文部科学省及び東京都教育委員会のガイドライン等も踏まえてはいるのですが、どちらかというところ、生の港区の教員の意見というものを聞きながら、実態に沿ったものをつくらせていただいたというところでございます。

「生成AIに関するあり方検討委員会」のメンバーにつきましては、1ページ目の下段と2ページ目の上段にまたがっておりますが、委員長と教育委員会事務局からの職員と、あとは学識経験者としては港区の教育情報参事官を担っております中川教授に入っているというところでございます。委員につきましては、高松中学校の副校長が1名、山口副校長です。あとは港南小学校の萩原教諭、青山中学校の龍田教諭が入っている状況でございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。こちら、今回2ページ目の「利用方針の概要」といたします。まず、(1)「3種類の生成AI」ということで、まずこういったものを教員及び児童・生徒に知っていただくというような内容もかなり盛り込んでございます。学校現場で今利用されている生成AIにつきましては、全国的に「対話型生成AI」「学校向け生成AI」「ブラウザAI要約」の3種類に分類されるというところでございます。このうち学校向け生成AIというものは、教科書、教材を基に回答の作成を行えるものでございますが、港区教育委員会では現在導入しているものではございません。

続いて、(2)でございます。「教員の利用方針」といたしましては、教員の校務における利用としては、行事・部活動の行程の作成等、学校行事・部活動に係る校務等における参考の一つとして、対話型生成AIであるCopilotが教員のPCの中には実装されておりますので、そちらの利用につきましては許可している状況でございます。また、教員の授業における利用としては、「一部作成」「フィードバック」「個別最適化」の中での利用としていまして、ブラウザ生成AI要約の一部を利用する場合につきましては、生徒にブラウザ生成AI要約使用文の提出、引用・参考文献の明記が必須であること等の指導を促しているという中身でございます。

続いて、「児童生徒の利用方針」の中身としましては、児童・生徒向けの利用方針として、いわゆる「教員の指示を守り利用すること」「文章やアイデアをそのまま写さないこと」「最終的な答えは自分で見つけること」ということ、3点をまず基本ルールとして定めているほかに、クラスメイトや友人・知人の氏名や写真など個人情報の入力をしないとといった厳守事項ということも、いわゆるやってはいけないよというようなルールとして、この中には定めているところでございます。

本件、詳細につきましては、別紙2の「港区立学校版生成AIの利用方針」として、また概要版としまして別紙3の「港区立小中学校児童生徒向け生成AI利用の手引き」ということでリーフレットを作成して、児童・生徒向けに配布ということを考えてございますが、先程来もお話がありました、いわゆる保護者の情報モラルというところも我々は意識をしております、保護者向けとしても、こういったルールと正しい使い方を、家庭でも促してほしいという思いも込めて、今回利用方針を作成させていただいたところでございます。

詳細につきましては、利用方針の中身を見ていただければと思うのですが、今回決して積極的に利活用を勧めるというようなものではございませんで、やはり現在の、いわゆる情報ツールを使っていく中でどんどん生成AIの利用が促進されていってしまうという中で、自己流の間違った利活用が進んでしまうというところに対して、港区としては23区の中でもおそらく初めてだと思うのですが、ルール等を定めて適切に利活用していくということを考えて、この方針を作成させていただいている状況でございます。

2ページ目、3番「今後のスケジュール」でございますが、5月の校園長会や副校園長研修会での周知を始めるほか、教員向けの研修というものも、こちらを使いまして実施させていただきたいということを考えております。

また、保護者向けの講習会というものも今年度実施する予定を考慮しております、いわゆる教員、児童・生徒そして保護者に向けての周知と普及啓発を、この方針を使いながら進めていきたいということを考えております。説明につきましては甚だ簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまのご説明に対しまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○鈴木委員 ご説明ありがとうございます。生成AIについてはかなり慎重に枠組みをつくるべきだと思っております。著作権の問題、ネットリテラシーの教育をもっときちんとした上での生成AIの使用ということをししないと、実際に生成AIで作成されたレポートですとか読書感想文とか

振り返りシートというのが、現場では既に起こっているということも聞いておりますので、ルールづくりというのを慎重にやっていただきたいです。自分で考え抜く力というのが低下していつまってはよくないと思いますので、まずそこが前提にある上で、生成AIに頼るというよりは、完全にサポートのツールとして利用していくというのが必要なのではないかなと思います。

今朝、娘のiPad、学校で配布されているiPadで確認してみましたところ、GeminiとChatGPTが使えない設定にはなっていましたけれども、Copilotは使えました。実際にそれを使っている子というのがどのくらいいるかとかは分かりませんが、やはり自分で調べたもの、生成AIにかけたものに関しても、きちんとそれが正しいものなのか、著作権などもきちんと調べるところまで教えてあげないと、生成AIでつくったものというのを安易に利用してしまうケースがすごく多いと思います。

例で申し訳ないのですが、ちょうど今週、大学生のAIの人工知能の授業、一般教養の授業で、入学して初めての大学生の授業だったのですが、Google Colaboratory、グーグルが提供している教育のツールの使用方法について説明した中で、実行結果と考察がプログラムと一緒に全部保存できるようなシステムになっているので、実際に私の方で見て、学生がどういう動きでこれを調べて自分の作文ができたのかというのが、比較ができるツールなので分かるのですが、その中に個人情報を入れてはいけませんよとか、大学名とか学籍番号とかメールアドレスを入れてはいけませんという前提の中で、メールで自己紹介文と、それから署名をつけて先生にメールを送ってくださいというような授業を行ったのです。

そこでそういった前提を指し示した、教育学部なので4年後に学校の先生になるつもりの子たちなのなのですが、そうであっても、結局AIにかけるときに大学名を入れていたりとか、学生番号を入れてしまっていたりということが起きています。実際に70人くらいの授業なのですが、その中でも10人くらいが結局個人情報を入れてしまっているのです。

大学生でさえ間違えて入れてしまうので、学校名を入れてはいけないとか、クラス、学年を入れてはいけないというところまできちんと説明を書いてあげないと、学校でログインしているものなので使うときはブロックされる場合もあると思うのですが、ブロックされずに情報が漏洩してしまうこともあるのではと思いますので、リーフレットの方には、学校名を入れてはいけませんよ、クラス名、学年名とかは入れてはいけませんよということも含めて、もう少し細かく書いていただけるとありがたいと思います。以上です。

○先端教育担当課長 ご意見ありがとうございます。実際、今回「在り方検討委員会」に出た教員の中でも、ここに出た教員は当然、ノウハウのある教員が委員として参加しているのですが、今鈴木委員がおっしゃったとおり、教員自体もその部分を分かっていなかったりですとか、分からないままで例えば児童・生徒に対しても指導を行ってしまうという状況があるなど、やはり教員においても差が出てしまっている状況があるようです。その部分については、まずはきちんとした知識を方針として示して、それに基づいて今後、GIGAリーダー研修、いわゆる情報部門のICTを推進する教員の研修を行うなど、港区全員の教員が正しい理解をつけて、授業を行いな

から児童・生徒の学びを深めていけるかということも含めて、今後、研究をしていきたいということは考えてございます。

また、児童・生徒の利用の手引きの部分でございますが、今も個人情報の部分を入れないとかというところは、入ってはありますけれども、鈴木委員がおっしゃったとおり、細かなルール、どこまでが子どもたちが入れていいのか入れていけないのかというところの例示も、今後この手引きとか方針の中で検討し、必要な部分について追記していくという作業をやっていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

○山内委員 今回、港区として都の中でも先駆けて出すのだということなのですが、それであればなおさら、港区の教育委員会としての見識が問われていると思うのです。これをそのまま出して本当に大丈夫なのではないかというのが、私の率直な感想です。委員会で検討されたというのですが、本当にどこまで検討しているのだろう、あるいは本当に丁寧に見ているのだろうかというのを疑問に思いました。まず一つ、このアンケート集計というのは、どなたがどういう形でされたのでしょうか。

○先端教育担当課長 教育委員会事務局、我々の先端教育担当の部門で、区立の小・中学生に向けてアンケートを実施したというところでございます。中身につきましては、F o r m s を使っております。

○山内委員 集計は、どういう形でされましたか。

○先端教育担当課長 単純集計という形で集計しております。

○山内委員 この集計を見て、おかしいというふうに思われませんか。このアンケート集計結果の概要。要は、生徒のうちどのくらいの生徒が今、生成A I を使っているかという実態を知りたい訳ですよね。そのときに、それぞれの年代、発達段階、今回やはり生成A I の問題というのは発達段階に応じてどういうふうな実態があって、その上で発達段階に応じてどういう使い方をさせるのか、あるいはさせないのかということを考えなければいけない訳です。

この集計で出てきているのは、小学1年生から中学3年生、非常に大きな発達段階の変化のあるところを一周くりにして、37%が使っていますと言っている訳です。しかも、その次に出てきているのは、生成A I を使っていると答えた児童・生徒のうちの学年別の割合は、と出てくる訳です。3,300名が使っている生徒の内訳を学年別に見ることに、どこまで意味があるのか。

それぞれの学年によって生徒の数が違います。ですから、まず第一に必要なことは、1年生の中で何%が使っているのか、2年生の中で何%が使っているのか、そして3、4、5、6年生。中1、中2、中3と、それぞれの学年の中で何%が使っていて、それぞれの学年で使っている生徒がどういう使い方をしているかというのを示さないと、次に何の議論もできないはずなのです。それが出ていない中でこの委員会の人たち、まともな議論ができるはずがないと思うのです。ということは、逆に、こういう数字を見ても、集計を見ておかしいと思わない人たちの議論というので、どこまで次に進めていいのでしょうかというのが私のまず第一の疑問です。

○先端教育担当課長 厳しいご意見ありがとうございます。先生のおっしゃるとおり、まず実態を把握するということで、学年別の割合などを出して議論を進めていたところでございます。ただし、今回委員として入っている先生が教育情報参事官で、この生成A I の分野にもかなり精通している方であり、その方とともにこのアンケート内容を決めて実施してございます。なので、教育委員会事務局としては、今回、正しい実態を把握した上でつくらせていただいたという認識ではいるのですが、山内先生がおっしゃっているのは、少し足りないのではないかという、一旦立ち止まった方がいいのではないかというご意見だと把握いたしております。

○山内委員 つまり、参事官という人が専門家だといっても、このアンケート結果の概要を見て、これで十分だと思っているとしたら、とても専門家とは言えないですね。データを見るというときにどういう分析が必要なのか、今、何が問題なのか。つまり、発達段階に応じてどういう使い方をしているのか、それに対してどういう配慮をしたらいいかということを考えなければいけないのに、それを見るための分析ができていない訳です。情報を集めてもそれをきちんと解釈するための分析をしなかったら、何の意味もない訳です。それができていない、それに気づけていないということは、専門家として本当にその人に頼って十分なんですかという話にもなると思いますけれども。学年別で、実際、母数の学年の回答者のうち何%が使っているとか、どういう使い方をしているという分析はされたのですか。

○先端教育担当課長 今回、データの中にはあるのですが、詳細なクロス集計等の分析を含めてというのはまだ行っていないという状況でございます。確かに先生がおっしゃったように、実態調査のアンケートも、今回、利用方針をつくる中の一つとして活用させていただいているのですが、どちらかというと現場でのお困り事とかそういったところをこの委員会の中で聞いて、そこに、学校の現場の実態に沿ったものとして方針をつくらせていただいていたというところなんです。より危ない使い方を促すような記載であるとか、山内先生の方でご懸念がある記載がありましたら、そこについてはご意見賜りまして、修正等については検討していきたいというふうには考えております。

○山内委員 だから、まず一つは、学年に応じてどのくらい使っているのかというのをきちんと見ておくということが重要で、その中で、それぞれの年代に応じてのきちんとした教育をしていかなければいけない。そういう前提の認識がどうもなさそうだというのが、一番心配なところです。それから、委員会で、先程専門家がと言うのですが、例えばこの中川さんという人は、もともとMicrosoftにいた人ですよ。そして、ずっと文科省で、いわゆるデジタルデバイスを使わせるということをやってきたような方なのです。そういう方の意見が専門家として本当に適切なのかということですよ。

今実は、人工知能学会とかA I の開発をしている人たちの中でも、初等教育段階でどこまで使わせていいのかという、非常に懐疑的な慎重な意見というのは、実は結構多いのです。そういうのも一つのA I の専門家の見識としてあるというのも、理解しておかなければいけない。それからもう一つは、今、認知科学の領域でも、これは大人でさえA I に頼るということによって思考の外部化

というのかな、思考の空白、空洞化が生まれるという問題とか、安易に答えを求めるようになって、問題を解決することに対しての粘り強さがなくなるとか、色々な問題が出てきている訳です。もっとそういう知見に対して謙虚にならなければいけないのではないかというのが第一で、この1人の人の話をもって「AIの専門家の意見をもらっています」となったら、これはやはり逆に港区の見識が問われるというふうに思います。

その上で、具体的な内容を見てきたときに、小学生も中学生も一緒になってこのルールを出すというのは、私は極めて問題だと思っています。中学生は、実際、特に中2、中3くらいになるとかなり使っているだろうと思いますので、まずい使い方をきちんと指導しなければいけない。でも、逆に小学生の1、2年生、低学年はまだそこまで使っていないのではないかと思います。それは実態の分析でちゃんと見たかったのですが、逆に、使わない教育ということにももっと重きを置いたっていい訳ですよ。ところが、「MINATO AIルール」の中で、小学生も中学生も一緒くたになって「良い使い方」というのを出しているのです。これは、逆に小1でも小2でも、こういう使い方はやっていいのですよという肯定的なメッセージになってしまう。これが本当にいいのかどうかということです。

その上で、「良い例」として挙がっているものが、私はよい例だと思わないというのがあります。例えば、よい例として挙がっているもの。児童・生徒の使い方、児童ということは小学生に対してのことなのですが、よい例として、例えば社会の授業の中で歴史上の人物に仮想でインタビューするとか、それからポスターの方では、色々な情報を使って自分の考えをよりよいものにする。豊臣秀吉の政策のメリットをまとめたから意見を聞かせてとかです。こういうのは本当にいい使い方なんですかということです。

これは小学生でも中学生でも、私は逆にやらせたくない使い方です。なぜか。人物についての、Geminiとか、あるいはChatGPTの回答というのは、オンライン上に出ているデータを集めてきて言っているのです。ですから、学習データが非常に限られている、あるいは偏っている中での回答しか出てきません。

私も今回見てから、色々なことで人物のことを改めて試してみましたけれども。例えば港区の偉人だと北里柴三郎とか入れてしてみました。本来史実としてあることでも、オンライン上のデータ、学習データに乗っていないと、そういうのはありませんとなる訳です。伝記レベルでは書かれていることでも、ネット上になければなかったことになる。実は非常に偏った情報の中での回答になります。そうではなくて、こういうものを検証するのは、自分できちんと本を調べて確認することが重要で、こういう社会科学的なこととか人物のこととかでAIに聞いて確認しましょうは如何か。でもAIは何も正しくはない、学習データの中で、つまりオンライン上の情報だけで対応しているのです。「こんなものを配って本当に大丈夫なんですか」というのが私の見解です。

○先端教育担当課長 先生がおっしゃったとおり、児童・生徒の幅がある中で一つの方針がというところはあったのですが、事務局としましては、全体の共通で使えるような方針としているというところでございます。実際問題、ここには記載していないのですが、アンケート調査

の中だと、小学校低学年の段階から結構使っているという例が出てきています。港区の児童については、小学校1年生、2年生の段階から、例えば暇なときであったり調べ学習であったりの際に使うということは、家庭等でもかなり行われているという状況がございました。

なので、そういったものを踏まえて、まずは着手しないと、分からないままどんどん逆に進んでしまうところもあるので、そこを何とか歯止めをかけたいということで、今回我々としては作成させていただいたというところがございます。また使用例、「良い例」「悪い例」のところなのですが、国と東京都に準拠したもので今回記載させていただいておりまして、全国的には割と推奨がされている例として載っているもので、逆に言うと、ここに、例えば港区に載せづらい部分でも国や東京都のガイドライン等でこういった使い方が示されているというところ、入れさせていただいたというところはあります。

○山内委員 国や都のガイドラインにあるからということ、だから自動的にということ自体が、私たちが考えなくなっている証拠ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○先端教育担当課長 ありがとうございます。国や東京都の記載を踏まえて、事務局としても考えたうえで載せさせていただいています。教員たちの意見の中でもこういった例はよいのではないかとということで、入れているというところです。

○山内委員 もう一つ、先ほど、もう実際には使っているから、使い方を正しい方向にというために出すのだとおっしゃっていたかと思うのですが、このポスターを見ていると、その慎重さというのはそんなに感じられなくて、やはりもっと、使ってもいいよというようにしか見えないのです。そこに、何というのでしょうか、本当にもう少し、適切に、慎重にということであれば、そちらをもっと前面に出した、つまりAIの弊害とかそちらを前提に出して、だから慎重に使わなければいけないのだというメッセージの出し方だってあると思うのですけれども、いかがでしょう。

○先端教育担当課長 山内先生、ありがとうございます。そちらにつきましては、いわゆる、こういったことが、行う弊害であったりですか、あとは実際に悪気がなく児童・生徒が利用したときに、例えば著作権の侵害だったりとか、犯罪行為につながるようなこともあるというところについては、手引きや方針の中で少し工夫の方をさせていただきたいと思っております。

○教育長 発出予定はいつですか。

○先端教育担当課長 5月です。校園長会でまずは出す予定となっています。4月1日決定という要綱にはなっているのですが、どんどん中身は、方針としてはバージョンアップさせていく予定です。先生方のご意見も聞きながらバージョンアップさせていくことを想定しておりますので、今日のご意見を踏まえて一部修正して、また校園長会でも出させていただいて、校園長先生方からもご意見を頂いて、最終的に保護者とか児童・生徒に配る前には、もう一度その部分をチェックしてから出させていただきたいというふうには考えております。

○教育長 4人の教育委員の先生、それぞれでAIに関してはご意見をお持ちなのかなと思っています。今回は担当課長から説明したように、今実際に使おうと思えば使ってしまうという現状を踏

まえた上での、最大公約数的な方針を出したというところなのですけれども、頂いたご意見について、修正できるところはしていきたいと思います。

A Iについては、まだ国内でも世界的にも、議論が端緒に就いたばかりなのかなという分野ですので、今後も色々な知見を集めたりとか、教育委員会の中でも突っ込んだ研究、議論、こういったものは必要かと思っていますので、また色々なご意見を頂ければと思います。

今回の件は、ご意見を頂いたところの修正できるものはしたうえで、今後、校長先生等の意見も聞きながらさらにバージョンアップを重ねていくというようなまとめにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。引き続き、色々なご意見は頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山内委員 ありがとうございます。今、新宮さんがおっしゃったとおりで、やはり議論を深めていくということが非常に重要なテーマですので、そういう意味でも、今日これが報告事項として全部出来上がったような形で出していただくというよりは、本当にきちんと時間をかけてというかな、急がなければいけないのだけれども、丁寧に議論しながら作り込んでいくということが今後必要だと思いますので、そこをぜひやっていただければと思います。これは、もう発達段階に応じてどういう教育をしていくのがいいか、教育委員会としての見識が問われるテーマだと思いますので、ぜひそこはよろしくお願いします。

○教育長 貴重なご意見、ありがとうございます。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 9 後援名義等の3月使用承認について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について
- 13 図書館の3月分利用実績について
- 14 図書館・郷土歴史館の3月行事実績について
- 15 図書館・郷土歴史館の5月行事予定について
- 16 図書館の令和7年度利用集計について
- 17 5月教育人事企画課事業予定について
- 18 みなと科学館の3月利用状況について

○教育長 次に、報告事項第9「後援名義等の3月使用承認について」から、報告事項第18「みなと科学館の3月利用状況について」、この10件の定例報告については、配布資料のとおりです。各報告事項についてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員からその他、何かありますでしょうか。

○図書文化財課長 高輪築堤調査・保存等検討委員会の進捗状況について、報告させていただきます。資料は、その他ファイルに入れさせていただいております。4月8日に開催された委員会についての報告です。資料を御覧ください。3月11日の委員会において、2月4日の委員見解（5）を受けたJR見解『5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置（5）』に対する当社の見解』が示されました。これを踏まえ、委員見解として、「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について（6）」が文書で取りまとめられました。

委員見解（5）から、主な変更点を中心に説明します。1ページ項番1「文化財的価値について」と項番2「保護措置について」は、3ページ中段まではこれまでの再掲です。3ページ中段から4ページ上段までは、2月と3月の議論がまとめられたものになります。4ページ中段です。「こうしたJR見解について以下のような点を述べる」として、今回新たに書き加えられました。

JR見解について3点述べています。まず、信号機跡を含む5・6街区間の現地保存についてです。JR、関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において検討が進められていることに感謝する。本委員会としては、協議体における検討・協議の経過を注視しながら、最終的な結果を待つことにしたい。信号機跡を含む5・6街区間の現地保存の方策を見通した上で、5・6街区の保護措置に関する結論を得ることとする。

次に、6街区南部についてです。黒丸三つ目です。JR見解では、第8橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤跡（約110m）の現地保存を実現しているとされるが、今後は線路下の高輪築堤跡の遺構の状況を確認する必要がある。

4ページ、最終行です。4街区第7橋梁南横仕切堤の移築保存についてです。本件については引き続き、具体的な移築保存先の確保の検討をお願いしたい。本委員会以降の文章は、従来どおりです。これらについて委員から説明がありました。報告は以上です。よろしくお願いします。

○教育長 何かございますでしょうか。

○山内委員 今回の資料を見ていて、改めて、前回説明いただいた資料のことも「あ、こういうことだったのか」ということが分かり、逆にJRに対しては、出してくる書類に対して、やはり私たちは慎重に見なければいけないということを感じました。前回、3月の教育委員会のときにJR東日本からの見解を、資料として出してもらって、そこでは「当社の見解」というところで、5・6街区のところでは、要は保存が難しいということが片方であって、片方で6街区南部、第8橋梁北横仕切堤付近では約110メートルの現地保存を実現しておりますというのが書かれていた訳です。つまり、5・6街区へのこちらの要望に対しての対応は難しいのだけれども、第8橋梁部北横仕切堤を含む築堤については110メートルの現地保存をするというふうに見えるような書き方だった訳です。

私が実は、あのときにちゃんと図面を出してほしいと言ったのは、どこの部分かということを知りたかった訳ですけども、今回出てきて分かったのは、6街区南部の第8橋梁北横仕切堤というのはどうも線路の下で、要はもともと、保存といっても手をつけないという場所であって、要は見える形で保存できるものではない、保存するということではないのだということがここから読み取

れたというところです。だから、そういうふうに出てきた資料というのは相当慎重に読まなければいけないし、だからこそ、いつも、向こうが出した図面そのものではなくても、どこのところを言っているのかというのを図面も見ながら確認するということをしないと、ＪＲ東日本の回答だけ読んでいたら誤った判断をすることになると。全く違うものだということが分かるということが、実は今回のところから読み解けたというところであります。というのが、まず私の一つ目の意見ですが、いかがでしょうか。

○図書文化財課長 委員の言われているとおりということだというふうに思っております。特段、私の方からこの間に関して説明する、補足するということはありません。これまで出せているものが出てきているということだと思います。

○山内委員 そういう意味では、6街区南部の部分というのは、前回出てきた文章というのはかなりトリッキーな表現だったということでは、同じ見解だということによろしいですね。

○図書文化財課長 前回の議論を踏まえて、今回、委員見解としてまとめられているので、内容が変わっているという認識はありません。

○山内委員 なるほど。分かりました。そこをもともと線路下ということを行わずにこの前は出して、110メートルも保存しますと書かれていた。でも、実はそれは私たちが想定するような保存とは違うものだったということがここで分かったということだと思います。そういう理解でよろしいですね。

○図書文化財課長 教育委員会で要望を出しているのは、5・6街区について築堤の現地保存を考慮した開発計画を策定することという要望ですので、これの一個一個ということではないというふうに理解をしております。

○山内委員 そうではなくて、前回の出してきたもの、こちらは5・6街区ですが、ＪＲの第8橋梁部の110メートル現地保存を実現しているという表現自体は、かなり誤った印象を持たせるものだと。実際には掘り起こせない場所のことを言っているのだということの認識は正しいですねというのが、私の今の質問です。

○図書文化財課長 6街区南部も含めて、5・6街区に含まれているという認識でおります。

○山内委員 いずれにしても、私たちは一度きちんとしたメッセージを、要望を出していますけれども、その中でＪＲがこういう見解を出してきているという状況で、大体その議論も見えてきたところで、前回のその要望に対して、しかも前回の要望はまだ発掘が始まる前の段階の要望でしたけれども、5・6街区の発掘もあって、状況がより見えてきた中でさらに要望を出すかどうかということは、教育委員会としてきちんと検討していいかなというふうに思っていますので、そこはまた、特に教育委員のメンバーでも一緒に相談しながら、どういう形が適切なのかというのを考えていけたらいいのではないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○教育長 ほかに、よろしいですか。

それでは、その他、よろしいですか。

「閉会」

○教育長 それでは、以上で本日予定している案件は終了いたしましたので、特段なければ、これを持ちまして閉会とさせていただきます。

次回は、定例会を5月11日月曜日、午前を予定しております。よろしくお願いします。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員